

2011年5月3日、宮城憲法会議主催で「みやぎ県民憲法集会」が開催されました。集会では、野口邦和先生（日本大学専任講師、日本科学者会議エネルギー・原子力問題研究委員長）の講演、被災地で活動する医療・教育・法律の各分野からの報告がありました。そして、集会では、「みやぎ憲法アピール～人間の尊厳実現のための震災復興を～」が採択されました。

◇みやぎ憲法アピール～人間の尊厳実現のための震災復興を～◇

3月11日に発生した東日本大震災は多数の死傷者を出し、生活・産業基盤は壊滅的に破壊されました。現在も多数の行方不明者・避難生活者が存在し、被災者に対する早期の救済と手厚い支援、生活・産業基盤の復旧の強化が求められています。また、原発事故を早期に収束させ、被害者に対する十分な補償と原因の究明・さらにはエネルギー政策の根本的見直しも必要です。

すでに政府や宮城県では「復興」戦略が検討されており、「創造的復興」という言葉も使われ始めました。本日は、大震災発生後、最初の憲法記念日であり、被災地の県民としての復興に向けた決意を表明します。

震災からの復興は被災者に保障された基本的人権です。そして、復興の目的は、日本国憲法が保障する人間の尊厳の実現でなければなりません。生命・自由・幸福追求に対する権利、生存権、環境権など憲法の保障する基本的人権が実現される社会の創造でなければなりません。このような社会の創造にあたっては、被災地の住民こそが主体であるという住民自治を基本とする地方自治の視点を忘れてはなりません。また、復興を口実とした消費税増税や国会議員の比例定数削減などの「財源確保・経費削減」論、農林水産業復興の装いをとったTPP（環太平洋連携協定）の推進や道州制導入の動きなどは被災地の利益にも反するものであり、絶対に容認できません。

震災は私たちに平和な生活の尊さを再確認させ、同時に、ものの考え方や生き方を再検討し、新しいビジョンや価値観をどう創造するかを突きつけています。これまでの経済を最優先させ、競争を賛美し、軍事に莫大な予算をつぎ込み、コミュニティーを崩壊させ、地域文化や農林水産業をぞんざいに扱ってきた政治や社会のあり方が問われています。

今こそ、人間の尊厳を最大の価値とする日本国憲法の理念を深く認識し、災害対策やエネルギー政策の根本的見直しはもとより、多くの恵みをもたらす自然と共存する取り組み、地域のオリジナルな文化や経済を大切にし、コミュニティーを再生

する取り組み、社会連帯を基礎においた新たな福祉国家づくり、東北アジア諸国との平和友好関係の構築など、この国の新しい未来を創っていくことが求められています。

それが残された私たちの使命であると信じ、アピールとします。

2011年5月3日

みやぎ県民憲法集会参加者一同